

犯罪捜査参考人に対する協力謝金等の支給要綱の制定 について

(平成 17 年 3 月 15 日例規計ほか第 12 号)

犯罪捜査の一環として、別添のとおり「犯罪捜査参考人に対する協力謝金等の支給要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、被害者等に対する旅費の支給について（平成 8 年甲通達計ほか 58 号）は、廃止する。

別添

犯罪捜査参考人に対する協力謝金等の支給要綱

第 1 趣旨

この要綱は、静岡県財務規則（昭和 39 年県規則第 13 号。以下「財務規則」という。）及び特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和 46 年県条例第 25 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、犯罪捜査参考人に対する謝金及び旅費（以下「協力謝金等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要綱において、「犯罪捜査参考人」とは、次に掲げる者をいう。

- 1 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 223 条第 1 項の規定により警察の求めに応じて警察施設に出頭した被疑者以外の者（被害者を含み、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託する者を除く。）
- 2 現行犯逮捕等犯人を逮捕する行為に直接協力し、警察の求めに応じて警察施設に出頭した者
- 3 前記 1 又は 2 に該当する者が性犯罪若しくは暴力団犯罪の被害者又は少年（以下「特例参考人」という。）であるため、同人とともに警察施設に出頭した保護者等の付添人

第 3 協力謝金等の支給

機動警ら課長、機動捜査隊長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長並びに署長（以下「署長等」という。）は、犯罪捜査参考人が取調べに応じた場合において、必要があると認めたときは、当該犯罪捜査参考人に対して協力謝金等を支給するものとする。ただし、第 2 の 3 に規定する付添人については、旅費のみを支給し、協力謝金は支給しないものとする。

第 4 適用除外

第 3 の規定にかかわらず、次に掲げる者に該当すると認められる者には、協力謝金等を支給しないものとする。

- 1 犯罪の嫌疑のある者

- 2 事件の原因となった者で、道義的に出頭することが期待されるもの
- 3 協力謝金等の受給を辞退した者
- 4 その他協力謝金等を支給することが妥当でない者

第5 協力謝金の額

- 1 協力謝金の額は、次表のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、増額し、又は減額することができる。

区 分		協力謝金の額
求めに応じて出頭した場合（下段の場合を除く。）	出頭元の位置	旅行行程 200 キロメートル未満の地域
		旅行行程 200 キロメートル以上の地域
犯人を逮捕する行為に直接協力した場合		20,000 円

(注) 旅行行程は、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和 31 年県条例 48 号。以下「旅費条例」という。）及び静岡県職員の旅費に関する規則（昭和 31 年県人委規則 7-20）に定める路程により計算する。

- 2 署長等は、前記 1 のただし書の規定により、協力謝金の額を増額し、又は減額する必要があると認めたときは、当該事件の捜査を主管する県本部の課長と協議するものとする。

第6 旅費の費用弁済等

旅費の支給に当たっては、条例第 8 条の規定に基づき、旅費条例に定める職員に支給する旅費に相当する額を支給する。この場合において、やむを得ず宿泊しなければならないと認めたときも同様とする。

第7 支給依頼責任者

- 1 機動警ら課、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「執行隊等」という。）並びに署に支給依頼責任者を置く。
- 2 支給依頼責任者には、執行隊等にあつては当該事件の捜査を担当する課長補佐又は隊長補佐、署にあつては当該事件の捜査を主管する課長をもって充てる。

第8 支給手続

- 1 協力謝金等は、口座振替払により支給する。ただし、犯罪捜査参考人が、特例参考人又はその付添人（以下「特例参考人等」という。）の場合には、同人の人権を保護するため、財務規則第 110 条に基づき、資金前渡により署長等から現金にて支給することができる。
- 2 支給依頼責任者は、協力謝金等を支給する必要があると認めた場合は、協力謝金等支給依頼書（様式第 1 号）により所属長の承認を得た後、執行隊等にあつては総務部会計課長、署にあつては署会計課長に支給手続を依頼するものとする。

- 3 前記1のただし書の規定により、協力謝金等を現金にて支給する場合には、前記2の規定による承認を得た執行隊等及び警察署の資金前渡者は、当該支給に係る特例参考人を取り調べた後、当該特例参考人に対し、協力謝金等を支給するとともに、この者からの領収書（様式第2号）を徴するものとする。

第9 支給手続の特例

現金支給により特例参考人等に支給する協力謝金等については、特例参考人等の人権を保護するため、次により取り扱うものとする。

1 協力謝金

協力謝金等支給依頼書の出頭者氏名の欄について、住所にあつては字名までを、氏名にあつては、「成人女子」、「少年男子」等と記載し、電話番号は省略する。

2 旅費

(1) 旅行依頼簿

旅行者欄にあつては、「成人女子」、「少年男子」等と記載する。

(2) 旅行計算書

発着地にあつては字名までを、職及び氏名にあつては「成人女子」、「少年男子」等と記載する。

(3) 旅費請求書

特例参考人等からの請求書は、財務規則第99条第3号に該当するものであるため、徴することなく省略する。

3 領収書

特例参考人等からの領収書は、支給依頼責任者が保管するものとする。この場合において、支給依頼責任者は、支払証明書（様式第3号）を作成し、これをもって財務規則第116条第1項に規定する証拠書類とすること。

第10 留意事項

本要綱の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 協力謝金等の支給対象に該当するか否かの判断について疑義が生じた場合にあっては当該事件の捜査を主管する県本部の課長、協力謝金等の支給事務について疑義が生じた場合にあっては総務部会計課長とそれぞれ協議し、当該支給の判断を行うこと。
- 2 口座振替払により協力謝金等を支給する場合には、犯罪捜査参考人の個人口座に振り替えることとなることから、支給依頼責任者は当該犯罪捜査参考人に出頭を求めるに際し、「口座による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書」への署名、押印のための印鑑の持参及び口座名を聞く旨の通知をすること。
- 3 現金交付により協力謝金等を支給する場合には、領収書への受領印の押印が必要であることから、支給依頼責任者は特例参考人等に出頭を求めるに際し、印鑑

を持参するよう通知すること。ただし、特例参考人が押印の習慣のない外国人である場合には、この限りでない。

なお、特例参考人等が印鑑を持参しなかった場合は、領収の署名を徴するとともに、所属長が支払いを証明すること。

- 4 少年の場合には、当該少年の保護者の了解を得た上で協力謝金等を支給すること。この場合において、保護者等の了解を得た旨の署名を徴すること。

第 11 源泉徴収

協力謝金等の支給に当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 204 条第 1 項に該当しないため、源泉徴収は行わないものとする。